

こんにちは！ 所長の森田です。
新型コロナウイルスで影響を受ける企業への様々な支援策が発表されています。今号では、6月12日の補正予算で決定された新たな支援策及び拡充された支援策についてご紹介いたします。



所長 森田 高史

家賃支援給付金

売上の急減に直面する事業者の方々に対して、固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的として、支援する給付金です。

給付対象者：中小企業・個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当するもの。

- ① いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で**50%**以上減少
- ② 連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で**30%**以上減少

給付額：申請日の1か月以内に支払った地代・家賃（月額）に基づいて算出し、（月額）**6ヶ月分**を給付します。

算定方法：1か月以内の支払金額（月額）の75万円（個人37.5万円）までは2/3を給付。
75万円（個人37.5万円）を超える金額につきましては、1/3を給付。
上限給付額 法人600万円・個人300万円となります。

7月14日（火）より受付が開始されました。
（原則電子申請となっております。）

[給付方法・給付金]

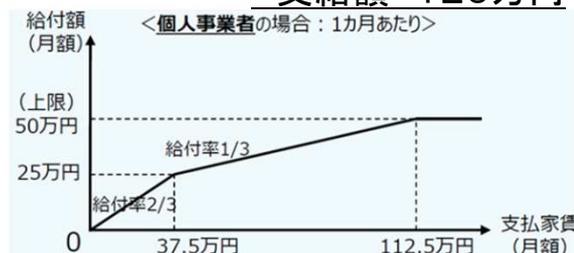
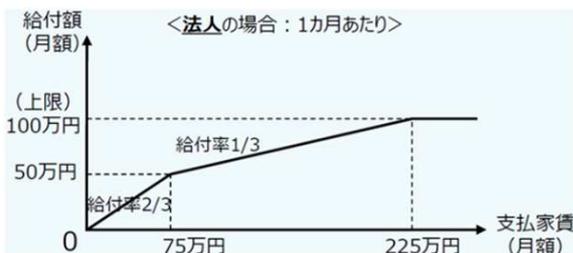
例) 月額30万円の場合(法人)

$$30\text{万円} \times 2/3 = 20\text{万円}$$

$$20\text{万円} < 100\text{万円(上限)} : 20\text{万円}$$

$$20\text{万円} \times 6\text{ヶ月} = 120\text{万円}$$

支給額 120万円



—提出書類—

7/17現在の情報となります。

- ・確定申告書別表一（個人は確定申告書第一表）
- ・2019年の売上を確認できる書類（法人は事業概況書等、個人は確定申告書）
- ・受信通知（メール詳細）※電子申告の場合のみ
- ・2020年の売上の減少を証明できる書類（売上台帳のコピーなど）
- ・賃貸借契約書
- ・家賃の支払いを証明する書類（直近3ヶ月分）
※支払実績がわかる部分のコピー、領収書など
- ・給付金を受け取る通帳のコピー
- ・誓約書（経済産業省HP 家賃支援給付金の様式集より）

—対象にならない契約—

- ・転貸（又貸し）を目的とした取引
- ・賃貸借契約の貸主と借主が実質的に同じ取引（自己取引）
※賃貸人が賃借人代表取締役である場合や、会社法に規定する親会社、子会社の関係にある取引
- ・賃貸借契約の貸主と借主が配偶者または親子間での取引（親族間取引）

○拡充された支援策

・雇用調整助成金

新型コロナウイルスにより業績が悪化し、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合、従業員に支払った休業手当等の一部が国によって助成される制度です。

6月12日より変更された点

1. 助成額の上限日額8,330円→15,000円に引き上げ
2. 解雇等をせず雇用の維持に努めた中小企業の助成率
原則9/10→一律10/10に拡充
3. 緊急対応期間6/30まで→9/30までに延長
4. 既に受給済みの事業者にも差額が支給されます

・持続化給付金

2020年1月～3月に開業した事業者及び主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者（業務委託契約に基づく収入に限る）が新たに対象者になりました。



森田 真五

内容は日々更新されておりますので、各ホームページなどでご確認ください。

経済産業省コロナ関連支援HP

<https://www.meti.go.jp/covid-19>

事務所ホームページも
随時更新してます！



大島



小林



鶴牧



石原



諏訪

